

だい 第 1 期 いし 石 川 まち
こ ど も けい 計 かく 画

れいわ ねんど
令和7年度～令和11年度



いしかわまち

けいかく

石川町こども計画とは？

いしかわまち
けいかく
石川町こども計画は、こどもたち

ひとり
ひとりが健やかに成長するこ

とで、家族や地域も笑顔があふれる
まちを目指してつくる、こどもに関

する計画なんだって。



い　けん
かんが
こどもたちの意見をきいて、考え
てつくられているんだって。



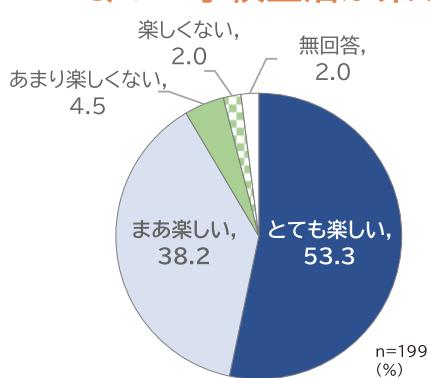
え　がお
おと　な
こどもたちが笑顔になり、大人も
たの　こ　そだ
楽しく、子育てができ、みんなの笑
がお　ひろ
顔が広がるよう、町が取り組んでい
まち　と　く
くことをまとめてるんだって。



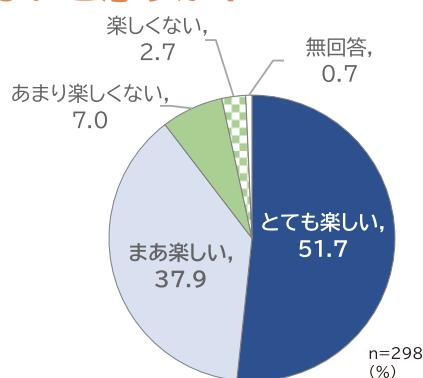
アンケート調査をしました

こどもたちに聞きました

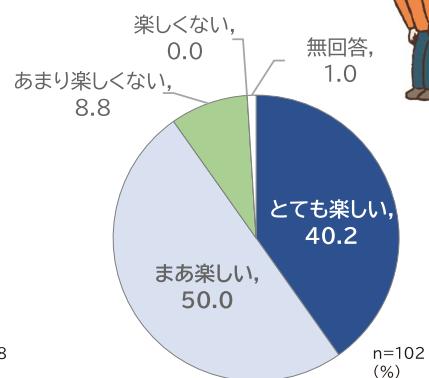
Q1 学校生活が楽しいと思うか？



小学5・6年生



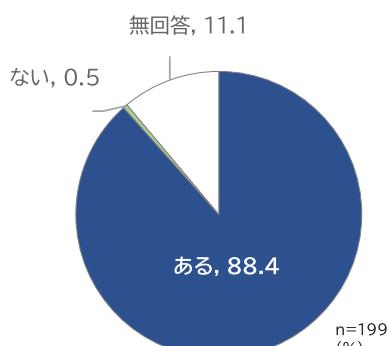
中学生



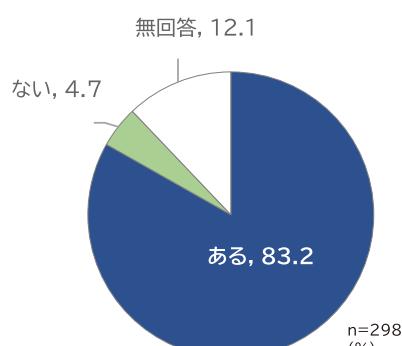
高校生等



Q2 こどもたち自身が安心できる居場所があるか？



小学5・6年生



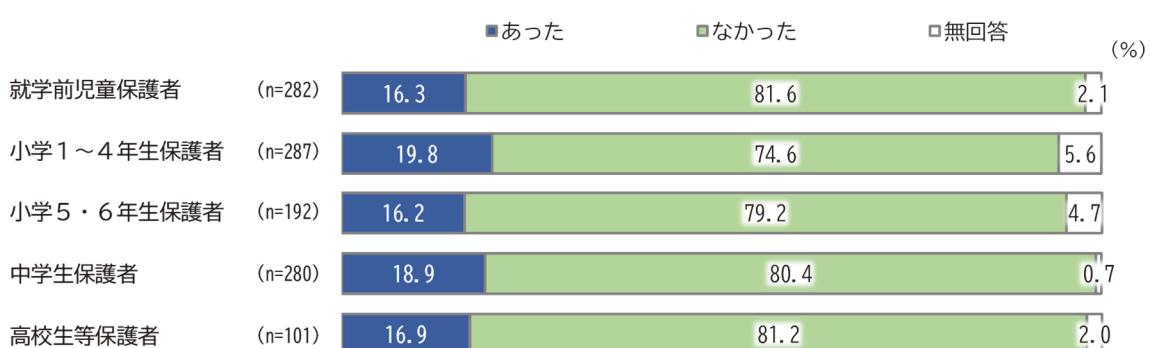
中学生



高校生等

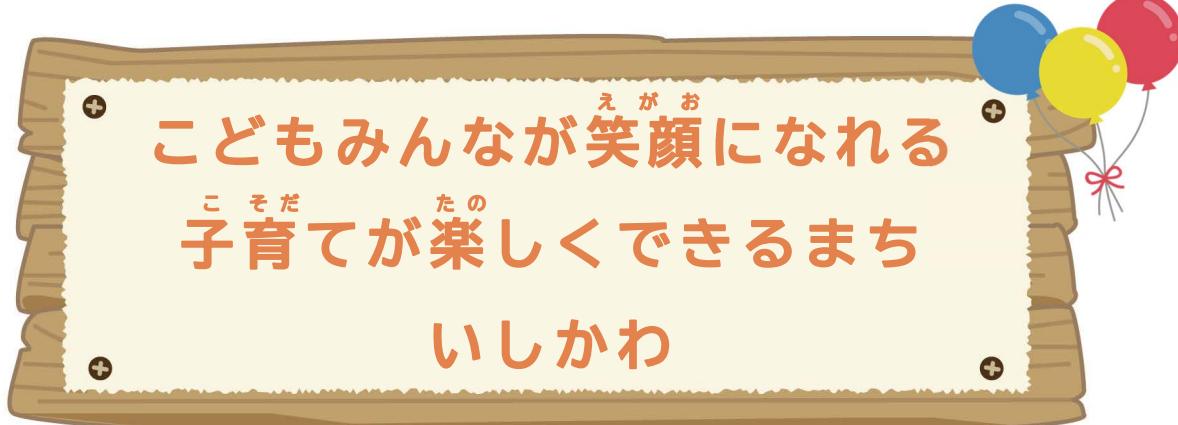
大人たちに聞きました

Q3 過去1年間に経済的な理由で食料が買えなかつたことがあるか？



※グラフの「n」とは回答者数のことです

いしかわまち めざまち
石川町が目指す町 きほんりねん
-基本理念-



ひとり こどもたち一人ひとりがそれぞれの個性を活かし、夢や希望を持って笑顔で
せいかう 成長することで、周りの家族や地域も笑顔になる、そんなまちづくりをイメー
まわ かぞく ちいき えがお
じています。



4つのポイント

きほんてきしてん
-基本的視点-

ポイント1 こども・若者の権利の保障

わがもの いけん せんたく そんちょう
わがもの さいぜん りえき はか してん
こども・若者の意見や選択を尊重し、こども・若者の最善の利益を図る視点に
たとくすいしん
立った取り組みを推進します。

ポイント2 ライフステージに応じた切れ目ない支援

じぶん せいかつ
め しえん すいしん
こどもたちが自分らしく生活できるよう、一人ひとりの成長段階に応じて切れ
あんしん うそだ
目ない支援を推進します。また、安心してこどもを生み育てることができるよう、
かんきょうせいび すいしん
環境整備を推進します。

ポイント3 健やかな身体とこころを育む環境の整備

うそだ かんきょう さゆう
まな すこ せい
すべてのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく学び、健やかに成
ちょう そうだんたいせい
長できるよう、相談体制の充実や支援体制の強化を図ります。

ポイント4 こどもや子育て家庭を地域総ぐるみで支える環境づくり

しんしん すこ せいちよう
れんけい こそだ おうえん
こどもが心身ともに健やかに成長できるよう、家庭、地域、企業、行政など
が連携し、こども、子育てを応援する環境づくりを推進します。

けいかく たいけい 計画の体系



きほんもくひょう
基本目標

きほんもくひょう
基本目標 1

わがもの けんり そんちょう
子ども・若者の権利を尊重し、
かつやく せいかく ささ
活躍できるよう成長を支える
まちづくり

し さく ほうこうせい
施策の方向性

- (1) こどもの権利の尊重と普及啓発
- (2) こども・若者の意見表明と社会参画の推進
- (3) 多様な遊びや体験活動の推進
- (4) こども・若者の健全育成の推進
- (5) こどもまんなかまちづくり
- (6) こどもの居場所づくり
- (7) こども・若者が活躍できる機会づくり
- (8) こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消
- (9) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- (10) 出会い・結婚の希望を叶える支援の充実

きほんもくひょう
基本目標 2

あんしん う
安心してこどもを産み、
こそだ 子育てできるまちづくり

- (1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない支援
- (2) 小児医療体制やこころのケアの充実
- (3) 多様な教育・保育サービスの充実
- (4) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる学校教育の充実
- (5) 子育て世帯への経済的負担の軽減

きほんもくひょう
基本目標 3

こんなん かか わがもの
困難を抱えるこども・若者を
ささ 支えるまちづくり



- (1) こどもの貧困対策
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) しょうじ じ し えん いりょうてき じ し えん
障がい児支援・医療体制やこどものケアへの支援
- (4) 児童虐待防止対策の強化
- (5) ヤングケアラーへの支援
- (6) いじめ防止と不登校のこどもへの支援
- (7) 悩みや不安を抱える若者やその家族への支援
- (8) こども・若者の自殺対策、犯罪などの危険からこどもを守る取り組み

きほんもくひょう
基本目標 4

わがもの こそだ とうじしゃ
こども・若者、子育て当事者を
ささ 支えるまちづくり

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域ぐるみでの子育て支援と家庭教育支援
- (3) 共働き・共育ての推進

いしかわまちとく 石川町が取り組んでいくこと

きほんもくひょう
-基本目標-

1

わかもの けんり そんちょう こども・若者の権利を尊重し、 かつやく せいちょう ささ 活躍できるよう成長を支えるまちづくり

- わかもの けんり ほしょう じゅうようせい
かてい ちいき にんしき はたら けん がつこう き ぎょう
●こども・若者の権利保障の重要性について、県、学校、企業、家庭、地域などが認識できるよう周知を図ります。
- わか せだい あんしん にんしん しゅっさん しえん
●若い世代が安心して妊娠・出産できるよう支援します。
- びょうどう りねん しんとう かくしゅ とく すいしん
●ジェンダー平等の理念を浸透するための各種取り組みを推進します。
- わかもの ちいき あんしん はたら ちょうない き ぎょう じょう
ほうはっしん おこな
●若者が地域で安心して働くことができるよう、町内企業の情報発信を行います。
- であ きかい そうしゅつ わかもの けっこん しえん
●出会いの機会の創出や若者の結婚支援などを充実します。



2

あんしん 安心してこどもを産み、 こそだ 子育てできるまちづくり

- けっこん にんしん しゅっさん こそだ かん ふあん ふたん けいげん
かんけい きかん れんかい きめ しえん すいしん
●結婚、妊娠、出産、子育てに関する不安や負担の軽減となるよう、関係機関が連携して切れ目ない支援を推進します。
- あんしん いりょう う しょうに いりょうたい
せい せいび はか
●いつでも安心して医療サービスを受けられるよう小児医療体制の整備を図ります。
- かてい ちいき かんけいだんたい れんかい ちいきぜんたい こそだ せたい
ささ しえん
●家庭、地域、関係団体が連携し、地域全体でこどもと子育て世帯を支えられるよう支援します。
- こそだ せたい けいざいてき ふたん けいげん はか
●子育て世帯への経済的負担の軽減を図ります。



3

困難を抱えるこども・若者を 支えるまちづくり

- 教育費の負担軽減や就労支援等、多様な支援を充実し、貧困の解消に向けた取り組みを推進します。
- 安心して子育てをしながら働くことができる環境づくりを進めます。
- 児童虐待の被害を受けたこどもと保護者へのきめ細かな支援を図り、再発防止に努めます。
- 不登校の未然防止やいじめ等の早期発見、早期対応を推進します。
- こども・若者が犯罪等の被害に遭わないよう、交通安全・防犯意識の高揚を図ります。



4

こども・若者、子育て当事者を 支えるまちづくり

- 切れ目なく子育て世帯の経済的負担を軽減するための助成を行います。
- 子育てに関する不安や悩みを気軽に相談できる体制を強化します。
- 仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。



けんり 子どもの権利

し 知っていますか？

子どもの権利条約は、子どもは「弱くておとなから守られる存在」という考え方から、それだけではなくて、子どもも「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」、つまり、「権利の主体」だという考え方で大きく転換させた条約です。子どもを権利の主体ととらえ、おとなと同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めているというのが、子どもの権利条約の特徴です。

けんりじょうやく 子どもの権利条約 4つの原則

1

さべつ きんし 差別の禁止 さべつ (差別のこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

2

さいぜん りえき 子どもの最善の利益 もっと (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

3

せいめい せいぞんおよ 生命、生存及び はったつ たい けんり 発達に対する権利 いのち まも せいちょう (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、持つて生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

4

いcken そんちょう 子どもの意見の尊重 いみ さんか (子どもが意味のある参加ができる)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

しゅってん こうえきざいだんほうじん にほん きょうかい こ けんり
出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会 子どもの権利

いしかわまち ほ けんふくし か
石川町保健福祉課こども家庭係
かでいかかり
きょういく かようじ ほ いくかかり
教 育課幼児保育係

〒963-7893

ふくしまけんいしかわぐんいしかわまちあざながく ほ ぱんち
福島県石川郡石川町字長久保185番地の4
TEL：0247-26-9141 FAX：0247-26-4148

いしかわまち こそだ
石川町子育てポータルサイト <https://www.town.ishikawa.fukushima.jp/child-portal/>

こそだ かんじょうほう
子育てに関する情報はコチラから

